

第3章 中小企業経営者の方へ

1 経営の強化・改善を図りたい

(1) 経営相談・経営支援

(公財)東京都中小企業振興公社

中小企業の成長ステージに応じた、多彩な支援メニューを提供しています。本社（秋葉原）、城東（青砥）・城南（蒲田）・多摩（西立川）の各支社で事業を実施しているほか、知的財産に関するさまざまな相談には、東京都知的財産総合センターが対応しています。

(公財)東京都中小企業振興公社 本社 ☎ 03 (3251) 7881
 同 城東支社 ☎ 03 (5680) 4631
 同 城南支社 ☎ 03 (3733) 6284
 同 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

東京都知的財産総合センター ☎ 03 (3832) 3656
 窓口開設時間 平日午前9時～午後5時

(相談内容により窓口開設時間が異なる場合がありますので、お問い合わせください。)

総合相談窓口

中小企業からの多様な相談に対応するため、中小企業診断士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁護士、デザイナー等の専門家を配置した総合相談窓口を設置し、ワンストップで対応しています。

分野	ワンストップ総合相談窓口の配置専門家
経営・金融・労務	中小企業診断士・社会保険労務士
法 律	弁護士
創業・会社設立	中小企業診断士・司法書士・行政書士
IT 関 連	ITコーディネータ
税 務・会 計	税理士、公認会計士
デ ザ イ ン	デザイナー
ISO認証取得支援	ISO審査員

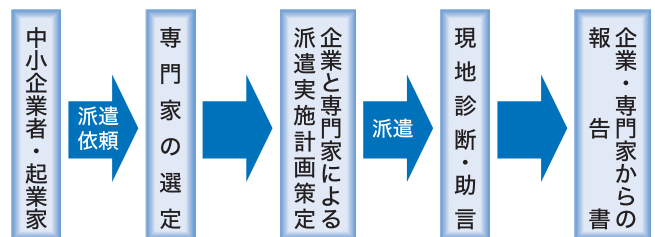
(相談曜日をお確かめください。)

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7881・2
 同 城東・城南・多摩 各支社 (☎→p59)

専門家の派遣

企業経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、公認会計士、ITコーディネータ、技術士、税理士等の民間の専門家が企業の現場へ出向いて支援する「専門家派遣事業」を有料で実施します。



問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7881・2

経営相談・記帳指導

商工会、商工会議所には、小規模企業者の経営パートナーとして、経営指導員が配置されており、経営のあらゆる分野の相談に応じています。

また、記帳については、記帳相談員による指導等を行っています。

問い合わせ先

各商工会・商工会議所 (☎→p61)

倒産防止特別相談

倒産のおそれのある中小企業の方から、事前に相談を受けて、経営的に見込みのあるものについては再建の方途を講じ、見込みのないものについては、円滑な整理を図ることを目的とする特別相談を行っています。

問い合わせ先

東京商工会議所経営安定特別相談室 ☎ 03 (3283) 7742
 東京都商工会連合会経営安定特別相談室 ☎ 042 (500) 1140

東京都中小企業振興公社 ～支援します、公社は企業のパートナー～

(公財)東京都中小企業振興公社は幅広いネットワークを活用し、他の支援機関と連携しながら中小企業の経営・技術基盤強化のためのサポートを行っています。そのネットワークは都内のみならず、近隣地域および海外にまで広がっています。 公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>)

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

事業承継・事業再生等の相談

事業承継問題を抱えている中小企業者に対して、円滑な事業承継に対応するため、相談体制の整備とともに普及啓発セミナー等を実施します。また事業再生等の問題を抱える中小企業者に対して、できるだけ早い段階で対策が講じられるよう、個々の経営課題に応じた専門的なアドバイスを行う等、具体的な支援を行います。

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課
☎ 03 (3251) 7881・2

経営力向上TOKYOプロジェクト

東京都と都内の中小企業支援機関は、連携して都内の中小企業を支援する活動「～経営力向上TOKYOプロジェクト～」を平成21年度から実施しています。

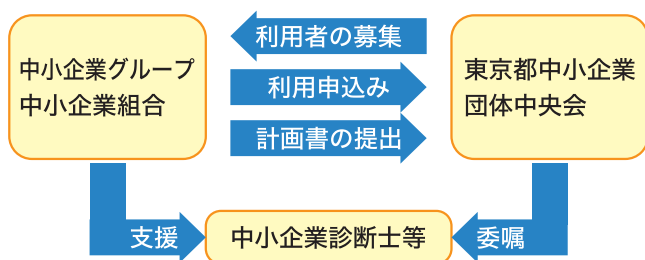
平成23年度も引き続き都内の商工会議所・商工会の経営指導員と中小企業診断士が会社を訪問し、経営力向上のためのお手伝いをいたします。

問い合わせ先

経営力向上TOKYOプロジェクト実行委員会
☎ 03 (3283) 7388

企業グループ・団体の事業計画等策定支援事業

国が指定する業況の悪化している業種に属する中小企業組合及び中小企業グループに対して、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、グループ内企業の経営改善を図るとともに、グループ企業の個々の経営資源や技術力を活かした事業計画又は経営改善計画の策定を支援します。



問い合わせ先

東京都中小企業団体中央会 支援課
☎ 03 (3542) 0318

円高対応・企業変革アシストプログラム事業

昨今の急激な円高やデフレの影響などにより厳しい経営環境に直面している都内中小企業者が、事業領域の新展開や生産効率の向上など抜本的な経営の見直しを行い、企業変革を実現するための支援を実施します。

本事業では経営課題に沿った専門家を集中的に派遣（無料）し、企業変革のためのプラン作りから実行までをサポートします。

問い合わせ先

東京商工会議所中小企業相談センター
☎ 03 (3283) 7760

(2) 雇用環境の整備

雇用管理等に関する相談

労働相談

- ・就業規則を作りたい
- ・労働組合について知りたい
- ・賃金や退職金の水準を知りたい…

こんなときは労働相談情報センターの労働相談をご利用ください。労働相談情報センターには、経営者の方からも年間約1万件の相談が寄せられています。

(詳しくは→p4)

中小企業雇用管理支援事業

労働相談情報センターの職員が直接事業所にかが、労働問題や雇用管理等に関する相談や情報提供を行います。また、雇用管理に必要な労働法や労働問題の知識・情報を短期間に習得できる実務研修会を実施しています。

問い合わせ先

労働相談情報センター及び各事務所 (☎→p62)

パートアドバイザー制度

アドバイザーが、パートタイマーを雇用している事業所を訪問し、パートタイム労働法のポイントや雇用管理の改善についてアドバイスしています。

問い合わせ先

労働相談情報センター及び各事務所 (☎→p62)

両立支援アドバイザー制度

中小企業のみなさんが、一般事業主行動計画の作成や仕事と家庭の両立支援の取組などで悩んだときには、アドバイザーがご相談をお受けします。

問い合わせ先

労働相談情報センター ☎ 03 (5211) 2248

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

非正規労働者雇用環境整備支援事業

パート・派遣・契約社員等のいわゆる非正規労働者の雇用環境の改善に取り組む企業（トライ企業）に対して、中小企業診断士や社会保険労務士など専門家を派遣（無料）するとともに、都の中小企業制度融資の対象とし、支援を行います。また、雇用環境のさらなる改善に取り組む企業（レベルアップ企業）に対して、専門家を再派遣（無料）し、助言・提案を行います。さらに、「トライ企業」、「レベルアップ企業」は、提携金融機関の優遇融資制度の申込を行うことができます。（※融資には別途金融機関の審査等があります）

☆この事業は産業力強化融資（p28）の対象です。

問い合わせ先

労働相談情報センター ☎ 03 (5211) 2248

とうきょう次世代育成サポート企業登録制度

一般事業主行動計画を策定し、次世代育成に積極的な企業を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、東京都のホームページ（東京ワークライフバランス推進企業ナビ「チャオ」）等で企業名や取組内容等を広く紹介していきます。行動計画の策定など両立支援の計画については、労働相談情報センターの両立支援アドバイザーがご相談（無料）を承ります。また、登録いただいた中小企業は、提携金融機関の優遇融資制度の申込を行うことができます。

さらに、東京都中小企業両立支援推進助成金（p36）の対象となります。

（※ 別途所定の要件や金融機関の審査等があります。）

東京ワークライフバランス推進企業ナビ「チャオ」

<http://www.wlbnavi-ciao.metro.tokyo.jp/>

問い合わせ先

労働相談情報センター ☎ 03 (5211) 2248

いきいき職場推進事業

従業員が仕事と生活を両立しながらいきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、優れた取組を実施している中小企業を東京ワークバランス認定企業として認定しています。認定企業には「PR用DVD」を都が作成し、取組内容を東京都のホームページ等で広く公表します。また、「ワークライフバランスフェスタ東京」で取組の紹介、認定企業のPRを行います。

問い合わせ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4649

働き方の改革「東京モデル」事業

働きながら安心して子どもを産み育てることができる労働環境の整備のため、グループ企業や取引先等の働き方も一体で見直す先駆的な6つのプロジェクトを「東京モデル」として選定しました。取組過程で生じた課題や成果を都内企業に随時発信しています。

問い合わせ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4739
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/model/>

東京ジョブコーチ職場定着支援事業

障害者の職場定着、事業主の雇用継続のために、国に準じた都独自のジョブコーチが、企業等の要請に応じて職場定着支援を行います。

問い合わせ先

（公財）東京しごと財団障害者就業支援課 ☎ 03 (5211) 2682
東京ジョブコーチ支援室 ☎ 03 (5386) 7057

東京都障害者雇用優良企業登録事業

障害者を率先して雇用しており、その能力の活用に積極的な中小企業をホームページ等で紹介し、障害者の積極的な雇用について普及啓発を行います。

内容

①知事名による登録

申請により、要件に該当する企業に対しては、「東京都障害者雇用優良企業シンボルマーク」を付与し、知事名にて登録します。

②ホームページへの掲載

障害者雇用に積極的に取り組む中小企業の周知を図り、実践事例として普及啓発するためホームページに掲載します。

優遇措置

登録企業は、東京都中小企業制度融資の産業力強化融資の対象（p28）となります。

申し込み先

産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

ワークライフバランスフェスタ東京2012

ワークライフバランスに取組む中小企業を応援するイベントを開催します。ワークライフバランスの考え方の導入や働き方の見直しに関しての情報収集・交換の場として、是非ご活用ください。

- 開催日 平成24年2月3日（金）
- 会場 東京ビッグサイト
- 同時開催 「東京ワークライフバランス認定企業」認定状授与式 など

問い合わせ先

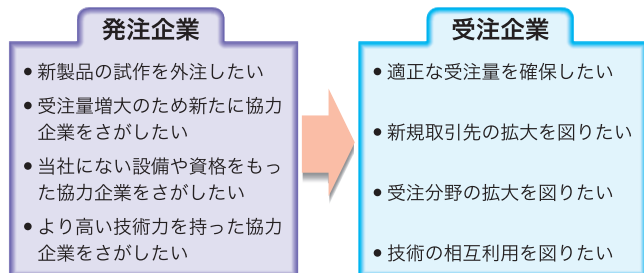
産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4649

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

(3) 販路開拓・取引情報

受注・発注情報の提供

(財)東京都中小企業振興公社では、受注・発注を求めている企業に情報の提供を行っています。情報提供には、公社への登録が必要です。公社ホームページから登録できます。



問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03 (3251) 7883
同 城東・城南・多摩 各支社 (☎→p59)

優れた製品や技術への支援 (ニューマーケット開拓支援)

高い製品開発力・技術力の評価を得ている都内中小企業が開発した新製品・新技術の販路開拓を支援しています。

☆この事業は産業力強化融資 (p28) の対象です。

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略支援室販路開拓係
☎ 03 (3832) 3673

新事業分野開拓者認定制度 (東京都トライアル発注認定制度)

中小企業の新規性の高い優れた新製品の普及を応援するため、都が新製品を認定してPR等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価します。

問い合わせ先

産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4762

九都県市合同商談会

首都圏全体における産業の国際競争力の強化に向け、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉県、さいたま市)連携による合同商談会を実施します。この商談会を契機として、中小企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出を支援します。

問い合わせ先

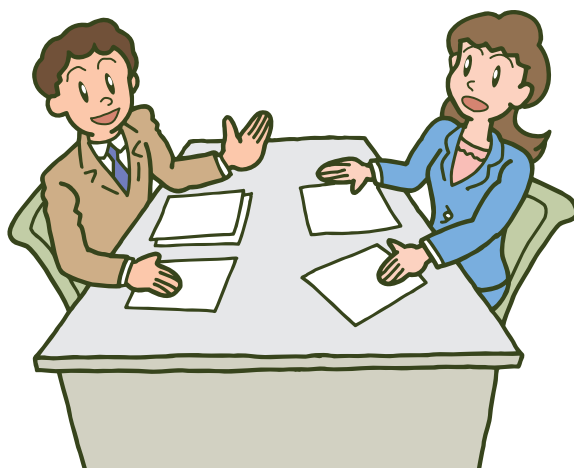
(公財)東京都中小企業振興公社 取引振興課 ☎ 03 (3251) 7883
産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4784

下請取引に関する改善等支援

下請取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法」「下請中小企業振興法」を解説した下請取引改善講習会ならびに外注(下請)取引基本契約書の見方・作り方講習会を開催するとともに、下請取引に関する個別相談にも応じています。

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03 (3251) 7883



★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

苦情紛争の相談・調停・あっせん

下請取引に関する苦情及び紛争についての相談および調停・あっせんを行っています。

取扱い内容

- ・ 売掛代金の回収に伴うもの
- ・ 発注品の受領拒否や単価の値引き
- ・ 下請取引に関する契約問題

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 下請センター東京 本社 ☎ 03 (3251) 9390
下請センター東京 多摩支援室 ☎ 042 (500) 3909

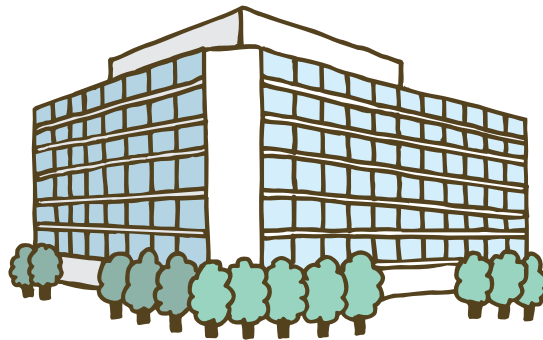
東京都競争入札参加資格

都から物品や工事請負などの発注を受けるためには「東京都競争入札参加有資格者名簿」に登載されることが必要です。

問い合わせ先 (受付時間 開庁日 午前9時～午後5時45分)

財務局経理部契約第一課(工事) ☎ 03 (5388) 2622

財務局経理部契約第二課(物品) ☎ 03 (5388) 2632



産業交流展 2011

産業交流展は、首都圏の個性あふれる中小企業の優れた製品や技術を一堂に展示する、国内最大級の見本市です。販路開拓や企業間連携の実現に向けた情報収集・交換の場として、是非ご活用ください。

- 開催期間 平成23年10月26日(水)・27日(木)・28日(金)
- 会場 東京ビッグサイト 東5・6ホール
- 対象 首都圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に事業所を有し、以下のいずれかの分野に属する中小企業・団体等
① 情報 ② 環境 ③ 医療・福祉 ④ 機械・金属
- 主催 産業交流展2011実行委員会(東京都、東京商工会議所など)
- 出展規模 650企業・団体(予定) [産業交流展2010実績 857企業・団体]
- 来場規模 60,000人(予定) [産業交流展2010実績 53,585人]
- 特別企画 基調講演/特別講演などのステージイベント、出展者交流などの企画を予定
- 同時開催 東京都ベンチャー技術大賞表彰式、東京デザインマーケット など

問い合わせ

産業交流展2011実行委員会事務局

(産業労働局商工部調整課内) ☎ 03 (5320) 4744

(4) 海外展開・海外取引

海外販路開拓支援事業

主にアジア地域への事業展開を志向する都内中小企業に対し、海外取引に詳しい企業OB等（海外販路ナビゲーター）が、各種情報提供、アドバイス等の支援を実施し、中小企業の海外市場への販路開拓へ結びつけていきます。

あわせて、ニーズの高い国・地域に関するセミナーを開催し、最新の情報やノウハウを提供します。

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 国際化支援室
☎ 03 (3438) 2027

海外取引総合相談

海外展開や貿易に関する質問や相談に、(公財)東京都中小企業振興公社の専門相談員（AIBA認定貿易アドバイザー）が応じます。

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社
木曜日 午前9時～午前11時30分
総合相談窓口（秋葉原） ☎ 03 (3251) 7881
月・火・水・金曜日 午後1時～午後5時
国際化支援室（浜松町） ☎ 03 (3438) 2026

貿易実務講習会

国際ビジネスの舞台で活躍できる人材を養成するため、初心者から実務者まで幅広く対応する貿易実務の講習会を実施します。

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 国際化支援室
☎ 03 (3438) 2038

海外取引に関する情報提供

海外取引に関心のある都内中小企業や団体の情報を日英二カ国語にて登録・紹介し、ホームページ上から検索可能です。海外からの取引斡旋依頼に対して、登録企業を優先的に紹介しており、ビジネスチャンスの拡大に効果的です。

登録企業・団体数 約6,100件

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 国際化支援室
☎ 03 (3438) 2026
<http://www.tokyo-trade-center.or.jp/>

中小企業海外向けウェブサイト作成支援事業

海外と取引を望む中小企業等に対して、営業ツールとなる企業情報や製品・技術情報を世界に発信するための英語版ウェブサイトを無料で作成します。

問い合わせ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

東京ビジネスエントリーポイント

東京でビジネスを展開する外資系企業、外国人駐在員及びその家族などを対象に、ビジネスや生活に関する問合せにワンストップで対応する窓口です。英語対応可能なコンサルタントが常駐し、相談に応じています。

窓口 都庁第一本庁舎30階

時間 平日午前9時30分～12時、午後1時～午後5時30分

問い合わせ先

東京ビジネスエントリーポイント ☎ 03 (5320) 4889
<http://www.tokyo-business.jp/>
E-mail:support@tokyo-business.jp



★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

(5) 経営革新計画（新事業活動促進法に基づく支援）

経営革新計画の相談・承認

「中小企業新事業活動促進法」に基づき計画の承認を得た企業には様々な支援策が用意されています。

経営革新計画とは：新たな取り組みにより経営の向上を図る中小企業に対し、法に基づき東京都が承認する制度です。
 新たな取り組みとは：新商品開発や生産商品の新たな生産や販売方法の導入、新サービスの開発やサービスの提供方法の導入その他の新たな事業活動

支援対象 全業種の中小企業又は組合等

支援措置

- ・低利融資制度 政府系金融機関からの低利融資
- ・東京都中小企業制度融資 経営革新計画の承認など、法に基づく認定・承認を受けた事業を行うための資金を融資
- ・信用保証 資金調達に必要な信用保証の限度額が拡大
- ・投資 ベンチャーファンドの投資対象となることによる資金調達
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例 経営革新のために資金の調達を図る場合、中小企業投資育成株式会社の事業の対象
- ・設備投資減税 計画実施に必要な設備投資についての税制上の優遇措置
- ・産業財産 計画によって開発された技術について、特許の審査請求料、特許料が減額

※支援策を活用するには、それぞれの支援機関の審査が必要です。計画の承認が支援を保証するものではありません。

☆この事業は産業力強化融資（p28）の対象です。

問い合わせ先

●申請書の提出について

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7881
 東京商工会議所 中小企業相談センター ☎ 03 (3283) 7700
 東京都商工会連合会 地域振興課 ☎ 042 (500) 3886
 産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4784

●制度全般について

産業労働局商工部経営支援課 ☎03 (5320) 4795

東京都革新商材事業化支援事業

対象者	事業内容	助成率・助成限度額
都が承認した経営革新計画（※）に基づき新商品を開発し、事業化を進めている中小企業。 ※当該年度の4月現在で経営革新計画承認後1年以上経過し、かつ計画期間終了前の企業。	経営革新計画に基づき、企業が新商品（以下「革新商材」という。）を開発し、事業化を進めるに当たり必要となる性能試験や国内外の各種認証の取得に係る経費を補助。	1/2以内 100万円

問い合わせ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4795

東京都経営革新優秀賞

新商品や新サービス開発を通じ、顕著な経営向上を果たした企業を表彰する制度です。対象者は、新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」の承認を都知事から受けた企業です。受賞企業の選定は、経常利益や付加価値額の伸び率といった計画期間内の数値目標の達成状況や取組内容等を勘案し、審査の上決定します。なお、「東京都経営革新優秀賞」表彰式は、東京ビッグサイトにおける「産業交流展」の中で開催します。

問い合わせ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎03 (5320) 4795

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

(6) 福利厚生

JOYLAND

都内に事業所を持つ中小企業を加入単位とした「会員制」の福利厚生事業です。事業主及び従業員とその同居家族が、スポーツクラブ等さまざまな契約施設を割安料金でご利用になれます。

年会費（4～3月）（税法上損金として処理できます）

従業員数	年会費（1企業当たり）
10人以下	19,800円
11～30人	21,000円
31～100人	33,000円
101～300人	42,000円
301人以上	84,000円

契約施設

関東近郊を中心に多くのメニューがご利用いただけます。

スポーツクラブ(407施設) 遊園地(18施設) ゴルフ場・練習場(14施設)
釣船(8施設) 温泉(10施設) ほかに全510施設

●お得な料金の一部をご紹介します。

施設	一般料金	JOYLAND料金
としまえん	大人4,300円	→ 2,100円
西武園ゆうえんち	大人3,500円	→ 1,000円
東京ドームシティアトラクションズ	大人4,000円	→ 2,300円
東武動物園	大人4,800円	→ 1,500円
スパリゾートハワイアンズ	大人3,150円	→ 1,000円

●会員制リゾートホテルを割引金額でご利用いただけます。

リゾート施設	箱根、鬼怒川、軽井沢、勝浦、静波海岸ほか 25施設 1泊1室（2～5名）4,000円～12,000円（利用料、食事代別）
--------	---

ほかにも魅力ある施設を、リーズナブルな料金でご提供しております。是非ご加入ください。

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社 企業人材支援課
☎ 03 (3251) 9361

中小企業勤労者福祉サービスセンター

中小企業勤労者福祉サービスセンターは、区市町村を単位として設立され、中小企業の事業主と従業員を会員とした総合的な福祉事業を実施しています。東京都では現在19区12市で設立されています。

会費 加入者1人当たり毎月500円程度
(各区市によって異なります。)

在職中の生活の安定事業（結婚祝い金の給付等）、健康の維持増進事業（健康診断・人間ドックの利用助成等）、老後生活の安定事業（個人年金事業等）、財産形成事業、自己啓発事業、余暇活動事業等

問い合わせ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4652

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

(7) 共済制度

中小企業退職金共済制度

単独で退職金制度を持つことが困難な中小企業が事業主の相互共済と国の援助によって、大企業と同じような退職金を支払うことができるように、中小企業退職金共済法に基づき設けられている制度です。掛け金の一部を国が助成します。

問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部 東京相談コーナー
☎ 03 (3436) 4351
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎ 03 (5320) 4652

小規模企業共済（事業主退職金）制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方々が、月々の掛金を払い込むことによって、事業の廃止、死亡又は第一線を退いたときに法律で定められた共済金が支払われます。掛金も共済金も税法上の優遇措置があります。

加入資格

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、法人（会社など）の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

問い合わせ先

商工会・商工会議所 (☎→p61)
中小企業基盤整備機構共済相談室
☎ 050 (5541) 7117

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

共済金の貸付

加入後6か月以上経過して取引先企業が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合、共済金の貸付を行います。

掛金

5,000～80,000円/月、積立限度額320万円、貸付限度額3,200万円

※掛金月額上限（8万円→20万円）、積立限度額（320万円→800万円）、貸付限度額（3,200万円→8,000万円）の引き上げが、平成23年10月までに実施される予定です。

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構共済相談室
☎ 050 (5541) 7171

(8) 組合の設立

都は、中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため、中小企業の組織化、組合設立等の支援をしています。組合の設立には、都知事（組合の地区が都内にある場合）、又は国（二つ以上の都府県にまたがる時）等の認可が必要です。

法人種類	事業協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合
目的	組合員の経営の近代化、合理化、経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の資格として定款で定める事業(資格事業)の改善発達	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備
事業	組合員の事業を支援する共同事業	定款に掲げる事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業(出資組合のみ)	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業
設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	地区内において資格事業を行う者の1/2以上が加入すること	4人以上の事業者	30人以上が近接して小売商業又はサービスの事業を営むこと
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	個人及び法人など	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者(1/3未満)	中小企業者、定款に定めるときは中小企業者以外の者(1/4以内)	地区内で小売商業又はサービスを営む者及び定款で定めたときはこれ以外の者
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上	7人以上

問い合わせ先 産業労働局商工部調整課 ☎ 03 (5320) 4759

東京都中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法等に基づき、東京都が認可した中小企業団体の専門支援機関です。中央会は、事業協同組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合等の設立支援、運営支援、情報提供、講習会開催等の業務のほか、エコアクション21の「地域事務局」として環境経営の支援も行っています。 ☎ 03 (3542) 0386

2 助成金・融資を利用したい

東京都制度融資

中小企業の皆さまが、経営の向上に必要な事業資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、制度融資取扱指定金融機関の三者が協調して資金を供給する制度です。

東京信用保証協会は東京都の制度融資の趣旨に沿って中小企業の信用保証を行い、金融機関は東京都の定めた条件で運転資金や設備資金を融資するものです。

ご利用いただくにあたっては、要件等について金融機関、東京信用保証協会の審査を経たうえで、東京信用保証協会の保証を得ることが必要となります。

制度融資の概要は次ページをご覧ください。

申し込みができる方

(①～④の条件を全て満たす方)

- ① 資本金の額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下又は、従業員300人以下（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下（ただし、政令で定める業種を含む）の中小企業・事業協同組合等。
- ② 都内に事業所（住所）があり、信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
ただし、一定の業歴要件が必要となる場合があります。
- ③ 法人税（所得税）、事業税、その他の税金を滞納していないこと。
- ④ 許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けていること。

申込手続きについて

- ① 制度融資取扱指定金融機関になっている都内の銀行、信用金庫、信用組合等から申し込みができます。取引のある金融機関の窓口にご相談ください。
- ② あっせん融資申込窓口からも申し込みができます。
（あっせん融資申込窓口）
東京信用保証協会、東京都産業労働局金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(財)東京都中小企業振興公社

問い合わせ先

産業労働局金融部金融課（金融相談窓口）☎ 03 (5320) 4877
東京信用保証協会各支店（☎→p60）

平成23年度 東京都制度融資の概要

制度の概要

小規模企業者向け 小口事業資金

制度名	略称	融資対象	融資限度額	資金用途・融資期間 (据置期間)
小口資金融資	小口	次の条件を全て満たすもの ①中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者であること ②この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下であること	1企業・1組合 1,250万円	運転資金 7年以内 (据置6か月以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置6か月以内を含む)
	経営指導特例	上記のほかに次の条件を満たすこと 商工会議所・商工会の経営指導を6か月以上受け、経営指導内容証明書を受けた小規模企業者		

小規模企業向け 事業資金

小規模企業融資	小企	従業員数が製造業等30人以下(卸・小売・サービス業では10人以下)の中小企業者	1企業 8,000万円	
---------	----	---	----------------	--

創業等の資金ニーズ に対応する資金

創業融資	創業	次のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人で、創業しようとする者 ②事業を営んでいない個人で、自己資金があり、創業しようとする者 ③創業した日から5年未満の中小企業者及び組合 ④創業した日から5年未満であり、次のいずれかから出資を受けている中小企業者 ア 東京都が出資するベンチャー投資法人傘下の投資事業有限責任組合 イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の「ベンチャーファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合 ⑤分社化しようとする法人	1企業・1組合 ①1,000万円 ②、③、④ 2,500万円 ⑤1,500万円	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
------	----	---	---	---

新製品開発や、事業 承継、多角化など 様々な取組みを 支援する資金

産業力強化融資	チャレンジ	次のいずれかを行う中小企業者及び組合 ①公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業 ②東京都の助成金の交付決定を受けた事業 ③平成23年度において重点的支援を行う事業等	1企業 1億円 1組合 2億円	運転資金・設備資金 10年以内 (据置2年以内を含む)
---------	-------	--	--------------------	-----------------------------------

都内で事務所・工場 の増設や移転等に 必要な資金

企業立地促進融資	立地	都内において事務所・工場の増設又は移転等を行う中小企業者	1企業 2億円	運転資金・設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)
----------	----	------------------------------	---------	-----------------------------------

売上減少、取引先 企業の倒産等に対 応する資金

経営支援 融資	災害緊急	東日本大震災に起因して、 ①被災地で地震・津波等により直接・間接被害を受けた中小企業者及び組合 ②被災地の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者及び組合 ③風評被害による契約解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者及び組合 ※区市町村長等の発行する証明書または認定書等が必要	1企業 2億円 1組合 4億円	
	経営セーフ	セーフティネット保証(1~8号)に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合	1企業 2億円 1組合 4億円	
	円高セーフ	セーフティネット保証5号に係る区市町村長の認定を受け、円高の影響を受けている中小企業者及び組合		運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)
	経営一般	次のいずれかに該当する中小企業者及び組合 ①最近3か月の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込 ②製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない ③金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少 ④倒産等企業に債権を有している ⑤災害により事業活動に影響を受けている ⑥東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)	1企業 1億円 1組合 2億円	
	円高一般	上記、「経営一般」の要件①に該当し、円高の影響を受けている中小企業者及び組合		

事業再建資金

再建・資金 状況改善 融資	企業再建	民事再生手続又は会社更生手続を申立て、再生計画又は更生計画認可後3年を経過しておらず、かつ再生計画又は更生計画を完遂していない中小企業者及び組合	1企業・1組合 2億円	運転資金・設備資金 10年以内
	リバイバル支援	次のいずれかに該当するもの ①公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業再生にかかる委員会の取り扱う再生案件であって、同委員会が策定を支援した再生計画を有するもの ②東京都中小企業再生支援協議会の取り扱う再生案件で、同協議会が再生計画の策定支援を完了したものの ③東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合から出資等を受けているもの ④独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合から出資等を受けているもの ⑤株式会社整理回収機構が取り扱う再生案件で、同機構が再生計画の策定支援を完了したものの ⑥株式会社企業再生支援機構が取り扱う再生案件であって、同機構が株式会社企業再生支援機構法の規定により再生計画の支援決定を行ったもの ⑦私的整理ガイドラインに基づき策定を完了した再生計画を有するもの	1企業・1組合 5,000万円	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)

スピーディーに 資金調達

クイックつなぎ	つなぎ	都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続している中小企業者及び組合	1企業・1組合 500万円	運転資金 2年以内
---------	-----	--	------------------	-----------

返済負担軽減の 借換資金

借換	借換	複数口の都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続していて一本化することにより返済負担の軽減を図ることができる中小企業者及び組合	1企業・1組合 5,000万円	運転資金 10年以内
----	----	--	--------------------	------------

一般的な事業資金

自律経営	自律	中小企業者及び組合	1企業 1億円 1組合 2億円	運転資金 7年以内 (据置6か月以内を含む) 運転資金 10年以内 (据置6か月以内を含む)
------	----	-----------	--------------------	---

スピーディーに 資金調達(会計)

自律会計	自律会計	次の条件を全て満たす会社 ①都・区市町の保証付制度融資を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続していること ②経営利益を計上し、債務超過でないこと ③チェックリスト等を提出するもの	1企業 3,000万円	運転資金・設備資金 5年以内
------	------	---	----------------	-------------------

継続的で柔軟な 資金調達

極度型	極度	次の条件を全て満たす中小企業者及び組合 ①引き続き2年以上同一事業を営んでいること ②経営利益を計上し、債務超過でない法人又は課税される所得額のある個人事業者	【極度額】 1企業 1億円 1組合 2億円	運転資金 2年以内
-----	----	---	-----------------------------	-----------

事業協同組合等 向け資金

組織向	組	事業協同組合等(事業資金及び転貸資金)	1組合 2億円 (転貸1組合員) 3,500万円	運転資金 7年以内 (据置6か月以内を含む) 運転資金 10年以内 (据置6か月以内を含む)
官公需適格特例	組・官公需	中小企業庁より、官公需適格組合として証明を受けた組合		

利率は平成23年4月現在のものです。
企業再建、リバイバル支援、クイックつなぎ、借換、自律会計の申込みは、取扱指定金融機関の窓口でのみの扱いとなります。
詳しい内容については、東京都産業労働局のホームページに紹介しています。 <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

利率(年)	連帯保証人	物的担保	信用保証料	申込受付機関	略称											
<p>【固定金利】 融資期間により 1.9%以内～2.5%以内 又は【変動金利】 短プラ+0.7%以内</p>	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>原則として 無担保</p>	<p>保証協会が定める料率により、信用保証料を納めていただきます。なお、ご利用いただく中小企業者の経営状況等に応じて信用保証料率が決定されることになりました。 (平成18年4月から)</p>		小口											
<p>上記金利より0.1%優遇</p>					小口・経指											
<p>〈責任共有利率〉 【固定金利】 融資期間により 2.1%以内～2.7%以内 又は【変動金利】 短プラ+0.9%以内</p>	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要</p>	<p>原則として 無担保</p>	<p>《責任共有対象の保証料率》 (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(残高を含む合計額)</th> <th>保証料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>0.27%～1.19%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>0.33%～1.33%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円超</td> <td>有担保</td> <td>0.35%～1.39%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.45%～1.49%</td> </tr> </tbody> </table>	区分(残高を含む合計額)	保証料率	500万円以下	0.27%～1.19%	1,000万円以下	0.33%～1.33%	1,000万円超	有担保	0.35%～1.39%	無担保	0.45%～1.49%		小企
区分(残高を含む合計額)	保証料率															
500万円以下	0.27%～1.19%															
1,000万円以下	0.33%～1.33%															
1,000万円超	有担保	0.35%～1.39%														
	無担保	0.45%～1.49%														
<p>〈全部保証利率〉 【固定金利】 融資期間により 1.9%以内～2.5%以内 又は【変動金利】 短プラ+0.7%以内</p>	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要</p>	<p>原則として 無担保</p>	<p>《責任共有対象外の保証料率》 (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(残高を含む合計額)</th> <th>保証料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>0.30%～1.38%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>0.37%～1.54%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円超</td> <td>有担保</td> <td>0.40%～1.62%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.50%～1.72%</td> </tr> </tbody> </table>	区分(残高を含む合計額)	保証料率	500万円以下	0.30%～1.38%	1,000万円以下	0.37%～1.54%	1,000万円超	有担保	0.40%～1.62%	無担保	0.50%～1.72%	創業	
区分(残高を含む合計額)	保証料率															
500万円以下	0.30%～1.38%															
1,000万円以下	0.37%～1.54%															
1,000万円超	有担保	0.40%～1.62%														
	無担保	0.50%～1.72%														
<p>〈責任共有利率〉 【固定金利】 融資期間により 1.7%以内～2.2%以内</p>	<p>組合 原則として代表理事</p>	<p>原則として、既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が、 8,000万円以下の場合には、 無担保 8,000万円超の場合には、 有担保</p>	<p>《責任共有対象外の保証料率》 (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(残高を含む合計額)</th> <th>保証料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>0.30%～1.38%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>0.37%～1.54%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円超</td> <td>有担保</td> <td>0.40%～1.62%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.50%～1.72%</td> </tr> </tbody> </table>	区分(残高を含む合計額)	保証料率	500万円以下	0.30%～1.38%	1,000万円以下	0.37%～1.54%	1,000万円超	有担保	0.40%～1.62%	無担保	0.50%～1.72%		チャレンジ
区分(残高を含む合計額)	保証料率															
500万円以下	0.30%～1.38%															
1,000万円以下	0.37%～1.54%															
1,000万円超	有担保	0.40%～1.62%														
	無担保	0.50%～1.72%														
<p>〈全部保証利率〉 【固定金利】 融資期間により 1.5%以内～2.0%以内</p>	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要</p>	<p>原則として 有担保</p>	<p>※「中小企業の会計に関する指針」の全ての項目について財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士により適用状況の確認が行われていることを示す書類(確認書類)、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類、公認会計士又は監査法人の監査がなされていることを示す監査報告書(写し)のいずれかを提出された場合は▲0.1%の割引の適用があります。</p> <p>※セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は、0.34～0.8%の保証料率となります。</p>	<p>①東京都制度融資取扱指定金融機関 ②東京信用保証協会 ③東京都中小企業団体中央会 ④商工会議所 ⑤商工会 ⑥東京都商工会連合会 ⑦(公財)東京都中小企業振興公社 ⑧東京都各支庁(大島、三宅、八丈、小笠原) ⑨東京都産業労働局金融部金融課</p> <p>ただし、制度によっては申込み受付機関に限られるものがあります。</p>	立地											
<p>【固定金利】 融資期間により 1.5%以内～2.0%以内</p>	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>原則として、既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が、 8,000万円以下の場合には、 無担保 8,000万円超の場合には、 有担保</p>	<p>《都制度その他》 (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制度名</th> <th>保証料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業再建(略称)</td> <td>2.20%</td> </tr> </tbody> </table>	制度名	保証料率	企業再建(略称)	2.20%		災害緊急							
制度名				保証料率												
企業再建(略称)	2.20%															
<p>〈責任共有利率〉 【固定金利】 融資期間により 1.7%以内～2.2%以内 〈全部保証利率〉 【固定金利】 融資期間により 1.5%以内～2.0%以内</p>	<p>原則として、既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が、 8,000万円以下の場合には、 無担保 8,000万円超の場合には、 有担保</p>	<p>ただし、下記の制度については、上記の保証料の一部を東京都が補助します。</p> <p>【小口(略称)】 【災害緊急(略称)】 【円高セーフ(略称)】 【円高一般(略称)】 【企業再建(略称)】 【リバイバル(略称)】 信用保証料の2分の1</p> <p>【経営セーフ(略称)】 【経営一般(略称)】 従業員数が製造業等20人(卸・小売・サービス業は5人)以下の中小企業者の場合、信用保証料の2分の1</p> <p>【立地(略称)】 保証料率0.20%に相当する信用保証料</p>	経営セーフ													
<p>金融機関 所定利率</p>	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>必要に 応じ</p>	<p>《都制度その他》 (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制度名</th> <th>保証料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業再建(略称)</td> <td>2.20%</td> </tr> </tbody> </table>	制度名	保証料率	企業再建(略称)	2.20%		円高セーフ							
制度名	保証料率															
企業再建(略称)	2.20%															
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>ただし、下記の制度については、上記の保証料の一部を東京都が補助します。</p> <p>【小口(略称)】 【災害緊急(略称)】 【円高セーフ(略称)】 【円高一般(略称)】 【企業再建(略称)】 【リバイバル(略称)】 信用保証料の2分の1</p> <p>【経営セーフ(略称)】 【経営一般(略称)】 従業員数が製造業等20人(卸・小売・サービス業は5人)以下の中小企業者の場合、信用保証料の2分の1</p> <p>【立地(略称)】 保証料率0.20%に相当する信用保証料</p>		経営一般											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		円高一般											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		企業再建											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		リバイバル											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		つなぎ											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		借換											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		自律											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		自律会計											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		極度											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		組											
	<p>法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事</p>	<p>(「組」で担保なしの場合) 必要に応じ有担保</p>	<p>必要に応じ信用保証</p>		組・官公需											

流動資産担保融資（略称：ABL）

事業活動から生じる売掛債権及び棚卸資産（在庫）を担保とした融資です。

1. 流動資産担保融資（根保証型）（ABL1）

◇融資条件

- | | |
|---------|---|
| 1 資金使途 | 運転資金又は設備資金 |
| 2 融資限度額 | 2億5,000万円（「ABL1」の極度額及び「ABL2」の融資残高等を含む。） |
| 3 融資期間 | 1年 |
| 4 融資利率 | 金融機関所定利率 |
| 5 信用保証 | 保証協会の信用保証が必要です。 |

2. 流動資産担保融資（個別保証型）（ABL2）

◇融資条件

- | | |
|---------|---|
| 1 資金使途 | 運転資金又は設備資金 |
| 2 融資限度額 | 2億5,000万円（「ABL1」の極度額及び「ABL2」の融資残高等を含む。） |
| 3 融資期間 | 1年以内 |
| 4 融資利率 | 金融機関所定利率 |
| 5 信用保証 | 保証協会の信用保証が必要です。 |

問い合わせ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4877

東京都と地域の金融機関とが連携して実施する金融支援

高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにも関わらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業を支援する融資です。

◇融資条件

- (1) オリックス株式会社保証付融資
(2) 全国しんくみ保証株式会社保証付融資
- | | |
|---------|---|
| 1 資金使途 | 運転資金及び設備資金 |
| 2 融資限度額 | (1) 1千万円以内 (2) 5百万円以内 |
| 3 融資期間 | (1) 5年以内（特に優良と認めた先は7年以内も可）(2) 5年以内 |
| 4 融資利率 | 融資期間 3年以内 年2.4%以内
融資期間 3年超5年以内 年2.6%以内
融資期間 5年超7年以内 年2.8%以内 |
| 5 信用保証料 | 保証機関の定めるところによります。 |
- ※取扱金融機関及び保証機関の審査があります。

問い合わせ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4877

東京都機械・設備担保融資制度

工作機械・車両などの事業用動産を担保とする、都独自の融資制度です。

◇保証条件

<保証機関：信金中央金庫>

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 資金使途 | 運転資金又は設備資金 |
| 2 保証金額 | 300万円以上5,000万円以内（限定根保証） |
| 3 保証期間 | 5年以内 |
| 4 融資利率 | 取扱い金融機関の定めによります |
| 5 担保物件 | 機械・設備、車両その他の事業用の有形固定資産（動産に限る） |
| 6 保証料 | 4%以内（都が全額補助を実施。） |

<保証機関：日立キャピタル株式会社>

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 1 資金使途 | 運転資金又は設備資金 |
| 2 保証金額 | 3,000万円以内（個別保証） |
| 3 保証期間 | 5年以内（ただし、保証機関が特に認めた先については、7年以内も可。） |
| 4 融資利率 | 取扱い金融機関の定めによります |
| 5 担保物件 | 機械・設備、車両その他の事業用の有形固定資産（動産に限る） |
| 6 保証料 | 4%以内（都が全額補助を実施。） |

問い合わせ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4876

CLO(ローン担保証券)/CBO(社債担保証券)

東京都では、優れた発想力や高い技術力を持つ中小企業の資金調達が多様化を図り、東京の産業を活性化させるためにCLO・CBOの発行など中小企業向けの債券市場に取り組んでいます。

問い合わせ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4806

中小・ベンチャー企業向け投資法人

優秀な技術は保有しているものの資金が不足し、また経営、財務戦略、マーケティング等のノウハウも不足しているベンチャー企業に対して、中小企業向け投資法人を設立し、資金面、経営面の支援を行うことにより、その育成を図っています。

問い合わせ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4683

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車購入補助金

都内の中小企業の方が、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に買い換える際にその購入資金の一部を補助します。

◇補助概要

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 補助対象 | 中小企業（個人事業主を含みます。） |
| 2 補助条件 | 都内を使用の本拠の位置とする補助対象車両（新車）への買い換え |
| 3 補助対象車両 | 都が定める電気自動車及びプラグインハイブリッド車 |
| 4 補助額 | 通常車両との価格差の1/4（補助対象車両の車種により補助限度額があります） |
| 5 受付期間 | 平成23年5月23日～平成24年2月10日 |
| 6 受付場所 | 環境局自動車公害対策部規制課低公害化支援係 |
| 7 その他 | 国や区市町村からの補助金と併用が可能です。 |

問い合わせ先

環境局自動車公害対策部規制課 ☎ 03 (5388) 3529

環境保全資金融資あっせん制度

この制度は、都内の中小企業の方が低公害車等を購入する際、都が融資あっせんするものです。

制度名	対象	限度額	利率	期間 (据置期間)	補助割合	申込受付場所	申込受付期間
自動車低公害化促進資金	中小企業者 (個人事業主を含む) 又は組合	1億円 /1企業	長期プライム レート以内	7年以内 (6か月)	①ポスト新長期規制適合車の購入 利率の3/4、信用保証料の4/5 ②指定低公害・低燃費車の購入 ポスト新長期規制適合車又は新長期 規制適合車(※)への買換え 利率の1/2、信用保証料の2/3 ※ディーゼル車については、総重量 1.7t超2.5t以下、3.5t超12t以 下が対象(利率の1/4、信用保証料 の1/3)	東京都民、三菱東京UFJ、 東日本、みずほ、三井住友、 八千代、山梨中央、りそな、 千葉、横浜、北陸、群馬、 東和の各銀行、商工中金、 信用金庫、信用組合、東京 都信用農業協同組合連合会	平成23年 4月1日～ 平成24年 3月30日

問い合わせ先 環境局自動車公害対策部規制課 ☎ 03 (5388) 3535

助成制度の概要

(助成制度の概要その1)

※①～③の平成23年度の助成申請の受付は終了しました。平成24年度助成事業についての事前説明会は平成24年1月末頃を予定しております。

問い合わせ先 (公財)東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7895～6

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
① 新製品 新技術開発	次の1から4に掲げる条件のいずれかに該当する方 1 都内での創業を具体的に計画している方 2 個人事業者 3 中小企業者 4 事業協同組合等 5 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人 ※2から5の場合、都内に主たる事業所及び研究開発場所を持っていることが要件になります。	中小企業者等が行う実用化の見込みのある新製品や新技術開発に要する経費の一部を助成 (複数の中小企業者等による共同開発も含まれます) ☆この事業は産業力強化融資(p28)の対象です。	1/2以内 1,500万円
② 市場開拓	次の1から3に掲げる条件を全て満たす方 1 平成19年4月1日以降に東京都及び公社の下記事業で採択・承認又は受賞した製品・技術等の販路開拓をしようとする方 【東京都】・経営革新計画・東京都ベンチャー技術大賞 【公社】・東京の伝統的工芸品チャレンジ大賞 ・研究開発助成事業(新製品・新技術、共同開発、創業期技術開発) ・事業可能性評価事業 ・ニューマーケット開拓支援事業 ・外国特許出願費用助成事業 ・社会的課題解決型研究開発助成事業 ・革新的技術の事業化支援事業 ・中小企業事業化支援ファンド ・地域中小企業応援ファンド ・重点戦略プロジェクト支援事業 2 中小企業又は、中小企業で構成する事業協同組合等であること 3 東京都内に主たる事務所を持ち、都内で引き続き1年以上事業を営んでいること	開発した新製品や新技術の市場を開拓するため、国内及び海外の見本市等への出展及び新聞・雑誌等への広告掲載に要する経費の一部を助成 ☆この事業は産業力強化融資(p28)の対象です。	1/2以内 300万円
③ ISO取得支援	次の1から5に掲げる条件を全て満たす方 1 平成24年6月30日までに認証取得が見込まれること 2 中小企業又は、中小企業で構成する事業協同組合等であること 3 東京都内に主たる事務所を持ち、都内で引き続き1年以上事業を営んでいること 4 認証対象事業所が東京都内であること	ISO9001又はISO14001の認証取得のために必要な審査経費の一部を助成	1/2以内 130万円

(助成制度の概要その2)

問い合わせ先 (公財)東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7895~6
産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4694

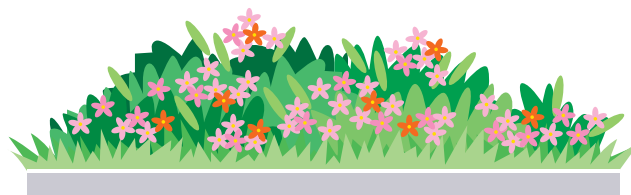
名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
④ 都市課題解決のための技術戦略プログラム	都内に主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業者を主たる構成員とする中小企業グループ等	「技術戦略ロードマップ」に沿った技術・製品の開発及び実用化を支援	2/3以内 2,000万円

問い合わせ先 (公財)東京都中小企業振興公社 設備リース課 ☎ 03 (5822) 9031

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額															
⑤ 中小企業設備リース事業	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>[従業員]</td> <td>[資本金]</td> </tr> <tr> <td>製造業等</td> <td>300人以下</td> <td>又は 3億円以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>100人以下</td> <td>又は 1億円以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>100人以下</td> <td>又は 5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>50人以下</td> <td>又は 5,000万円以下</td> </tr> </table>		[従業員]	[資本金]	製造業等	300人以下	又は 3億円以下	卸売業	100人以下	又は 1億円以下	サービス業	100人以下	又は 5,000万円以下	小売業	50人以下	又は 5,000万円以下	中小企業者等に低廉な価格で設備を貸与します。また、中小企業者等が保証機関に支払う保証料の一部を助成します。	・従業員100人以下の企業又は地球温暖化防止に資する都認定の設備の場合、保証料全額 ・その他保証料の1/2
	[従業員]	[資本金]																
製造業等	300人以下	又は 3億円以下																
卸売業	100人以下	又は 1億円以下																
サービス業	100人以下	又は 5,000万円以下																
小売業	50人以下	又は 5,000万円以下																

問い合わせ先 東京都知的財産総合センター ☎ 03 (3832) 3656

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑥ 外国特許出願費用助成	1 都内に住所又は主たる事務所を持つ中小企業者 2 都内の中小企業者を主たる組員とする事業協同組合等	外国特許を出願する際の費用の一部を助成 ☆この事業は産業力強化融資(p28)の対象です。	助成対象経費の1/2以内 300万円
⑦ 外国侵害調査費用助成	1 都内に住所又は主たる事務所を持つ中小企業者 2 都内の中小企業者を主たる組員とする事業協同組合等	模倣品被害の事実確認をする際の調査等費用の一部を助成 ☆この事業は産業力強化融資(p28)の対象です。	助成対象経費の1/2以内 200万円
⑧ 外国意匠・商標出願費用助成	1 都内に住所又は主たる事務所を持つ中小企業者 2 都内の中小企業者を主たる組員とする事業協同組合等	外国への意匠・商標を出願する際の費用の一部を助成 ☆この事業は産業力強化融資(p28)の対象です。	助成対象経費の1/2以内 30万円
⑨ 特許調査費用助成	1 都内に住所又は主たる事務所を持つ中小企業者 2 都内の中小企業者を主たる組員とする事業協同組合等	他社特許調査をする際の費用の一部を助成 ☆この事業は産業力強化融資(p28)の対象です。	助成対象経費の1/2以内 100万円



(助成制度の概要その3)

問い合わせ先 (公財)東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7895~6
産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑩ 目指せ！中小企業 経営力強化事業 (展示会等出展支 援助成金)	次の1から3に掲げる条件を全て満たす中小企業者等 1 企業からの受注が売上全体の50%以上であること 2 直近決算期の売上が前期又は平成20年9月以前の 決算期のうち最新のもののいずれかと比較して減 少していること 3 平成22年度若しくは平成23年度に「経営課題解決 支援事業」又は「グループ戦略策定支援特別対策 事業」の支援を受け、販路開拓が必要と認められ ていること ※ただし、一度本助成金を受けたものは除く。(平 成21年度「受注開拓緊急支援助成事業」を含む。)	1 展示会参加費用等の助成 国内外の展示会・見本市等 への出展費用【①出展小間 料②資材費③輸送費④販促 費⑤広告費(⑤は①~④の 20%以内)】 2 製品カタログ等作成費用の 助成 会社案内、製品カタログ・ パンフレットの印刷等PR 経費 いずれか1つ(両方の申請は出 来ません)	助成対象となる金額 の2/3以内 展示会参加費用等助 成は100万円 製品カタログ等作成 費用助成は20万円

問い合わせ先 (公財)東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7895~6
産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4755・4747

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
⑪ ものづくり産業基 盤強化グループ	都内に主たる事業所を有し、ものづくり産業の中小企 業を主要な構成員とする企業グループ(3社以上)	グループが共同で行う開発・生 産・営業体制の強化を図る取組	1/2以内 5,000万円 (最長3年)
⑫ 地域中小企業応援 ファンド	1 都内に主たる事業所を有する中小企業・組合・財 団・社団・NPO等 2 都内において創業を予定している者 3 都内に主たる事業所を有する中小企業を主たる構 成員とする中小企業グループ等	1 地域資源(農林水産物、鋳 工業品・生産技術、観光資 源)を活用した新ビジネス 2 都市の課題解決を図る新ビ ジネス(地域福祉、安全・ 安心、教育など) ☆この事業は産業力強化融資 (p28)の対象です。	1/2以内 800万円 (最長2年)

問い合わせ先 産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4795

名称	対象者	事業内容	助成率・助成限度額
東京都革新商材 事業化支援事業	都が承認した経営革新計画(※)に基づき新商品を開 発し、事業化を進めている中小企業。 ※当該年度の4月現在で経営革新計画承認後1年以上 経過し、かつ計画期間終了前の企業。	経営革新計画に基づき、企業が 新商品(以下「革新商材」とい う。)を開発し、事業化を進め るに当たり必要となる性能試験 や国内外の各種認証の取得に係 る経費を補助。	1/2以内 100万円

(助成制度の概要その4)

問い合わせ先 産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑬ 新・元気を出せ！ 商店街事業	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所、中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、ポイントカード導入等の活性化事業及びイベント事業を支援 ☆この事業は産業力強化融資（P28）の対象です。	●イベント事業 1/3以内・限度額が300万円（補助対策経費が100万円以内のイベント事業の場合は、1/2以内）。 ●活性化事業 1/3以内・限度額が5,000万円（商店街の組織力強化に取り組む場合は、1/2以内。さらに、区市町村が商店街活性化条例を施行している場合は7/12以内・限度額5,800万円）
⑭ 地域連携型モデル 商店街事業	商店街及び商店街の連合会 ※区市町村を通しての間接補助となります。	モデル事業の指定を受けた商店街が行う上記事業を支援 ☆この事業は産業力強化融資（P28）の対象です。	2/5以内 1億円
⑮ 特定施策推進型 商店街事業	商店街及び商店街の連合会	都の特定施策（関係局と協議し各年度ごとに決定する）に協力して商店街が実施する事業を支援 ☆この事業は産業力強化融資（P28）の対象です。	4/5以内 1億2,000万円
⑯ 商店街パワーアップ 基金事業	株式会社、法人、東京都商店街振興組合連合会、東京都商工会連合会、商工会、商工会議所	商店街の会員等による株式会社、NPO法人の設立及び商店街との協定等に基づいて株式会社、NPO法人、商工団体等が実施する商店街の活性化プロジェクトを支援 ☆この事業は産業力強化融資（P28）の対象です。	1/2以内 2,000万円
⑰ 中小商業活力向上 施設整備費補助事業	商店街振興組合 商店街振興組合連合会 商工会 商工会議所等 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う国の活力向上事業を支援する区市町村に対し補助金を交付することで、低炭素社会構築、少子高齢化及び安全安心等の社会課題に対応した商店街活性化の取り組みの推進を図ります。	区市町村補助額の1/2 (補助限度額6,250万円)
⑱ 環境対応型商店街 活性化事業	商店街及び商店街の連合会	商店街が取り組み、かつ普及啓発を行う環境対策事業を支援	2/3以内 1億2,000万円 ※LED街路灯設置については1基あたり40万円補助限度

問い合わせ先 産業労働局観光部振興課 ☎ 03 (5320) 4768

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑲ 宿泊施設バリアフリー化助成金	旅館業法上の営業許可を受けている都内宿泊施設（風営法上の「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設などを除く。）	ホテル・旅館・民宿等のバリアフリー化を推進するための施設整備及びバリアフリー化のためのコンサルティング	助成対象経費の1/2以内 500万円 (一部条件により700万円)

(助成制度の概要その5)

問い合わせ先 産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4718

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑳ 事業内職業訓練事業補助金 (雇用保険法・職業能力開発促進法)	知事の認定を受けた職業訓練を実施している中小企業主又は中小企業団体に対し、訓練の運営等に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の1/2若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
㉑ 広域団体認定訓練助成金 (雇用保険法・職業能力開発促進法)	事業内職業訓練事業補助金の対象とならない広域認定訓練実施団体に対し、訓練の運営に要する経費の一部を助成します。	助成対象経費の1/2若しくは算出基準により算出した額のいずれか低い額

問い合わせ先 助成金について ㉒～㉔雇用・能力開発機構東京センター ☎ 03 (5638) 2284
改善計画(※)について 産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4645

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉒ 中小企業人材確保 推進事業助成金 (中小企業労働力確保法)	改善計画の認定を受けた成長分野等の事業協同組合等が構成中小企業者の労働力の確保のための雇用管理の改善に関する調査研究、相談、指導、普及活動その他援助のために行う事業について、その実施に要した経費の一部を助成します。	実施に要した費用に相当する額の2/3を、継続する3年間助成 ただし、団体の規模により、上限が1,000万円、800万円、600万円となる。
㉓ 中小企業基盤人材 確保助成金 (新分野進出等) (中小企業労働力確保法)	成長分野等への創業、異業種進出のために経営基盤の強化に資する労働者を雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。 創業や異業種進出し、その準備行為を始めた日から6か月以内に東京都知事に改善計画認定申請書等を提出した中小企業が対象になります。	基盤人材 (1人 140万円 5人まで)
㉔ 中小企業雇用創出 等能力開発助成金 (中小企業労働力確保法)	職業に必要な高度な職業能力の開発及び向上のため、新分野進出等に必要な職業能力の開発及び向上のため、又は、青少年の実践的な職業能力の開発及び向上のため必要となる事業所内外での教育訓練、有給教育訓練休暇の付与などを行う場合に費用の一部を助成します。	対象労働者に教育訓練を受けさせる場合等の派遣費・運営費の1/2 (1人当たり20万円を限度) 及び職業訓練期間又は教育訓練について休暇期間中に支払った賃金の1/2 (1200時間を限度) を支給

※改善計画は助成金活用の前提となるものです。助成金支給については、雇用・能力開発機構東京センターにお問い合わせ下さい。

(助成制度の概要その6)

問い合わせ先 産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉔ 中小企業障害者雇用 支援助成金	障害者を雇用し、国の賃金助成制度（特定求職者雇用開発助成金）の受給が平成25年3月30日までに満了となった後も雇用を継続する中小企業に対して引き続き最長2年間賃金助成をします。また、あわせて障害者雇用に関する訪問相談を実施します。 ・ 中小企業であること（特例子会社を除く） ・ 障害者の就労場所が都内であること	・ 重度障害者等 一人当たり 月額3万円 ・ 上記以外 一人当たり 月額1万5千円 最長24か月支給

問い合わせ先 労働相談情報センター及び各事務所 (☎→p62)

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉕ 東京都中小企業両立 支援推進助成金	「とうきょう次世代育成サポート企業」(p21) に登録した300人以下の労働者を雇用する中小企業等に両立支援体制の整備に係る経費の一部を助成します。	
	(1) 社内の両立支援を推進する責任者の設置（申請予約受付終了）	定額40万円
	(2) 社内の意識啓発等に係る経費	費用の1/2 上限10万円
	(3) 社内のルールづくりに係る経費	費用の1/2 上限50万円
	(4) 育児休業取得者の代替要員の雇用に係る経費 ※1社につき、育児休業取得者3人まで。	費用の1/2 上限1人150万円
(5) 育児短時間勤務制度の利用促進 ※1社につき3人まで。	定額 1人 30万円	

※ (4) (5)については、「育児・介護雇用安定等助成金」(→p38) 等併用できない場合があります。



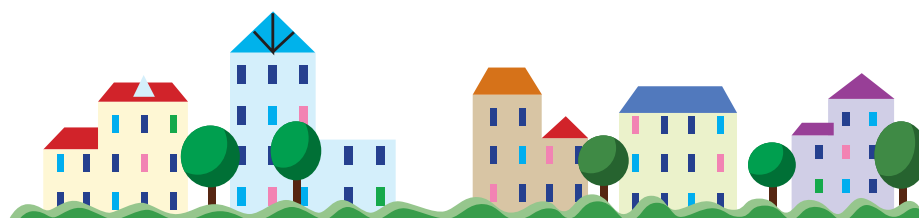
(助成制度の概要その7)

問い合わせ先 中央・城北職業能力開発センター 再就職促進訓練室 ☎ 03 (5211) 3240

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉗ 東京都就職チャレンジ支援事業正社員採用助成金	東京都が実施した就職チャレンジ支援事業の職業訓練を修了した方を採用し育成した企業等に、助成金を交付します。 ・東京都内に本社又は主たる事業所等が所在していること ・訓練修了者を正社員として6か月以上継続雇用し、人材育成のための研修を1回以上実施していること 等 ※平成23年8月31日までに正社員として採用された訓練修了生が支給の対象となります。	定額60万円 (1人当たり)

問い合わせ先 産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4716

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉘ 東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金	東京障害者職業能力開発校、都立職業能力開発センター・校で職業訓練を受講した障害者等を、6か月以上の期間の定めのある雇用契約（当該契約を更新すること又は更新する場合があることが明示されているもの）又は期間の定めのない雇用契約で雇い入れた事業主等	定額50万円 (1人当たり)



その他の主な雇用等に関する助成

※制度改正等により、内容が変更となる場合があります。

■特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等、就職が特に困難な方を安定所等の紹介で雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

問い合わせ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5842) 6550

※支給申請書の提出先は各ハローワークです。

(☎→p68)

■雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

事業活動の縮小に伴い雇用調整（休業・雇用調整時の教育訓練・出向）を行った事業主に対して、休業手当、賃金の一部が支給されます。

問い合わせ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (3812) 8780

※支給申請書の提出先は各ハローワークです。

(☎→p68)

■育児・介護雇用安定等助成金

○ 両立支援助成金（全企業対象）

労働者のために事業所内保育施設の設置、運営等を行う事業主・事業主団体に対して費用の一部が助成されます。また、子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を作り、利用者が出た事業主に助成金が支給されます。

問い合わせ先

東京労働局雇用均等室 ☎ 03 (3512) 1611

○ 中小企業両立支援助成金（中小企業対象）

育児・介護休業取得や仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主に助成金が支給されます。

問い合わせ先

東京労働局雇用均等室 ☎ 03 (3512) 1611

■キャリア形成促進助成金

事業主が、事業員の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を目的として計画に基づいた教育訓練を行った場合、その費用の一部が支給されます。

問い合わせ先

雇用・能力開発機構東京センター ☎ 03 (5638) 2285

東京都職業能力開発協会 ☎ 03 (5211) 2355



3 人材育成・社員教育をしたい

産業人材の育成・確保

人材育成計画の作成支援

専門家（人材ナビゲーター）を派遣し、各々の企業の状況に合ったオリジナルの人材育成計画の作成を支援します。

問い合わせ先

（公財）東京都中小企業振興公社 取引振興課 ☎ 03（3251）7883

採用担当者育成セミナー

中小企業の採用担当者を対象に、採用に関するノウハウ（求人手続き、企業の魅力発見・発信、採用試験、面接方法など）を提供する実務セミナーを実施します。

問い合わせ先

（公財）東京都中小企業振興公社 企業人材支援課 ☎ 03（3251）9364

多様性を活かすマネジメント研修

多様な人材の能力を活用するため、受入体制の整備等を促す研修を実施します。

問い合わせ先

（公財）東京都中小企業振興公社 企業人材支援課 ☎ 03（3251）9364

経営に関する研修

経営者・実務担当者等を対象に、経営戦略、経営管理、情報化対応等及び人材育成を目的とした研修を実施します。コースにより昼間又は夜間に行います。

名称	主な研修内容
経営研修	トップマネジメント、経営分析、財務管理、雇用管理、リーダー養成、新人研修、ISO取得セミナーなど
IT研修	Word、Excel、HP作成、パワーポイントなど
ビジネス外国語会話研修（夜）	英語

問い合わせ先

（公財）東京都中小企業振興公社 企業人材支援課
☎ 03（3251）9364

オーダーメイド研修

個別企業に対して必要としている研修を、出前にて実施します。

問い合わせ先

（公財）東京都中小企業振興公社 取引振興課 ☎ 03（3251）7883

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

適切な雇用管理のための研修

雇用管理改善リーダー育成研修会

雇用管理や人材活用について、法律知識や情報を有する人事労務担当者の育成をお手伝いします。

- ・雇用管理コース
- ・ポジティブアクションコース

問い合わせ先

労働相談情報センター事業普及課 ☎ 03（5211）2248

労働セミナー

①使用者向けセミナー

就業規則の作成・変更の実務、賃金管理、労働時間管理、人事考課制度などについて解説します。

問い合わせ先

労働相談情報センター及び各事務所 (☎→p62)

②時事的課題セミナー

労働問題に関するタイムリーな課題を取り上げ解説します。

③事業主向け均等法セミナー

事業主を対象に男女雇用機会均等法等に関する基礎知識や現状、今後の課題等について解説します。

問い合わせ先

労働相談情報センター事業普及課 ☎ 03（5211）2209
※労働セミナーはこのほかにも様々なテーマで実施しています。(→p5)

問い合わせ先

労働相談情報センター及び各事務所 (☎→p62)

中高年勤労者福祉推進員養成講座

退職後の生活等について従業員の相談にこたえられる人材を企業内に養成するための講座です。

問い合わせ先

労働相談情報センター相談調査課 ☎ 03（5211）2345

若年者雇用に関するセミナー

企業向けセミナーを開催し、若年者雇用や人材育成などに関する情報提供を行います。

問い合わせ先

東京しごとセンター ヤングコーナー ☎ 03（5211）2862

職業能力開発推進者講習会

各社で職業能力開発の責任者として選任された職業能力開発推進者が必要な知識・技法を習得するための講習会です。※職業能力開発推進者とは

職業能力開発推進法第12条により、企業はその設置に努めなければならないとされています。職業能力開発計画の作成と実施などがその業務となっています。

問い合わせ先

東京都職業能力開発協会 ☎ 03(5211)2352~4

各種人材育成講習会

新入社員・新入社員フォローアップ研修、中堅社員～管理職・部長級の各階層別研修や、営業研修などの職能別研修を実施しています。(期間1～3日間)

問い合わせ先

東京都職業能力開発協会 ☎ 03(5211)2352～4

現場訓練支援事業

企業の要望に応じて、指導人材を紹介し、企業に出向いて訓練指導を行います。謝金は都と企業が半額ずつ負担します。

問い合わせ先

各職業能力開発センター (☎→p63)

職業能力開発センターのキャリアアップ講習

名称	日数	対象	講習内容	授業料
学科コース	約3～8日	都内在住又は勤務の在職者	学科講習： インテリアコーディネーター、電気主任技術者、簿記、情報セキュリティなど	900円～ 6,500円
実技コース	約3～8日		実技講習： 電気工事士、パソコン、介護福祉士、CAD製図、カラーDTP、NCプログラミング、ホームヘルパー実務など	

問い合わせ先

各職業能力開発センター及び校 (☎→p63)
産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4719

オーダーメイド講習

都立職業能力開発センターでは、都内の中小企業や事業主団体等の要望に応じて、講習の実施時期・内容をコーディネートするオーダーメイド講習を実施しています。

- *講習 第一種・第二種電気工事士受験対策、ガス溶接、アーク溶接、CAD製図、OA機器操作等
- *期間 14時限～24時限（1時限は45分）を2日～8日程度で実施
- *授業料 一人当たり900円～6,500円

問い合わせ先

各職業能力開発センター及び校 (☎→p63)
産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4719

認定職業訓練

事業主が従業員に対して行う教育訓練のうち、要件を満たしたものを知事が認定し(認定職業訓練)、経費の一部について補助金の交付が受けられる制度があります。(p35)

問い合わせ先

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4718

人材育成・職業能力開発に関する相談

「従業員向けの短期講習はないか」「社内研修の指導者がいない」「教育訓練のための施設を借りたい」「人材育成の方法が分からない」…このようなことでお困りのときは、職業能力開発センターの総合相談窓口をご利用ください。人材育成や職業能力開発に関する相談や情報提供を行っています。

- ・オーダーメイド講習、現場訓練支援事業実施の相談
- ・指導者、熟練技能者等の紹介
- ・施設、設備の貸出
- ・各種事業の紹介 など

問い合わせ先

各職業能力開発センター及び校 (☎→p63)

人材育成プラザ

人材育成プラザは、職業能力開発に関する総合サービスを行うことを目的として、職業能力開発センター・校の7か所に付随して設置している施設です。

人材育成プラザでは、中小企業や事業主団体等が行う教育訓練や社員研修に対し、教室、実習場、パソコン室の施設を無料で貸し出しています。(ただし、電灯代や動力使用時の動力代等をご負担いただきます。)

問い合わせ先

各職業能力開発センター及び校(人材育成プラザ) (☎→p63)

熟練技能の継承

東京ものづくり名工塾

製造業の高度熟練技能を中堅青年技術者の方に継承するための技能講習です。

問い合わせ先

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4719

社員技能の評価

→p9 技能検定

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

4 従業員を雇いたい

ハローワーク（公共職業安定所）

求人受理、職業紹介をはじめ、雇用保険・給付金、雇用促進の助成金の手続き、雇用に関する各種の相談・指導を行っています。

問い合わせ先

ハローワーク

(☎→p68)

求人セット型訓練

個々の企業の具体的な人材ニーズに対応し、訓練コースを設定・実施する求人セット型訓練を実施しています。

企業で求職者を訓練生として受け入れていただき、3か月の職業訓練後に採否を決定していただく制度です（訓練内容に応じた委託費をお支払いします。）。必要な技術技能を身につけた人材を採用することができます。

問い合わせ先

各職業能力開発センター

(☎→p63)



各種窓口

技術技能を身につけた従業員を雇いたいとき

職業能力開発センター及び校で技術技能を身につけた修了生の職業紹介を行っています。

(高年齢者校、台東分校、東京障害者職業能力開発校を除く)
(→p13就職のための知識・技能を身につけたい)

各職業能力開発センター及び校

(☎→p63)

障害者の雇用、受入れ体制整備等の相談

中央障害者雇用情報センター ☎ 03 (5400) 1632

東京障害者職業センター ☎ 03 (6673) 3938

障害者の雇用、助成金についての相談

東京高齢・障害者雇用支援センター ☎ 03 (5400) 1667

山谷地区に居住する労働者を雇用する場合の問い合わせ

(公財)城北労働・福祉センター ☎ 03 (3874) 8089

外国人雇用の情報提供・援助等

東京外国人雇用サービスセンター ☎ 03 (3588) 8639

新宿外国人雇用支援・指導センター ☎ 03 (3204) 8609

外国人雇用管理アドバイザー制度

外国人の雇用管理について、アドバイザーが訪問して、相談、助言を行います。

東京労働局職業安定部職業対策課 ☎ 03 (3512) 1662

建設雇用改善・雇用管理・助成金についての相談

(独)雇用・能力開発機構東京センター ☎ 03 (5638) 2284

5 職業紹介事業・労働者派遣事業の相談・届出をしたい

職業紹介事業、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業の許可申請・届出の手続きは、東京労働局（厚生労働省の出先機関）で行っています。

新規に職業紹介事業、派遣事業を始める事業主の方対象の説明会も行っています。

問い合わせ先

東京労働局需給調整事業部

港区海岸3-9-45

職業紹介事業係 ☎ 03 (3452) 1472

労働者派遣事業係 ☎ 03 (3452) 1473

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

6 技術力向上を図りたい

(1) 技術相談・依頼試験

中小企業の技術力を高めるために、都の試験研究機関では技術相談、設備の開放、依頼試験、試験結果証明書の発行、情報提供等各種技術支援を行っています。

(地独) 東京都立産業技術研究センター

	分野	試験研究設備	試験・証明
本部	制御システム/情報通信/信号処理/高周波半導体/MEMS半導体/電気応用/高電圧/メカトロニクス/熱エネルギー加工/金属加工/音波・音響機器/音響材料/超音波/光波・赤外線/照明技術/表面改質/塗装/めっき/有機材料/無機材料/材料分析/環境対策/住環境/資源リサイクル/バイオ応用・評価/放射線応用計測/環境浄化技術開発	各種測定機器、試験装置、分析装置、工作機械、コンピュータ関連装置、放射線計測機器、X線CT、次世代シーケンサー	工業用等材料、精密測定、照明、化学、環境、装置等の性能、音響、電気・電子、高電圧、放射線応用技術等産業技術全般
高度分析開発セクター	化学計測/精密測定/製品開発支援	透過型電子顕微鏡、核磁気共鳴分析装置、表面分析装置、蛍光X線分析装置、ICP質量分析装置、三次元座標測定機、走査型白色干渉計	電子顕微鏡観察、核磁気共鳴分析、蛍光X線分析、ICP質量分析、三次元測定、表面粗さ測定、表面分析
システムデザインセクター	インダストリアルデザイン/製品設計・試作支援	カラーカンプレッタ、シールプリンタ、大型プリンタ、三次元造形機、CAD/CAE、非接触三次元デジタイザ	商品企画、グラフィックデザイン、工業デザイン、デザインモックアップ、造形技術
実証試験セクター	環境試験/電気・温度試験/製品・材料強度試験	大小恒温恒湿槽、冷熱衝撃試験機、振動試験機、塩水噴霧試験機、耐候性試験機、波形測定器、万能試験機、疲労試験機、硬さ試験機	振動試験、衝撃試験、耐ノイズ試験、温湿度試験、動作試験、腐食劣化試験、電源・電気系評価、電気系校正試験、温度特性試験、引張り試験、疲労試験、硬さ試験
城東支所	機械/電子・電気/化学/デザイン	各種測定機器、試験装置、分析装置、工作機械	精密測定、電子・電気、化学、デザイン
墨田支所	繊維製品評価/アパレル/ニット	繊維物性・評価試験機、分析装置、ニット設備	アパレル、ニット、繊維加工
城南支所	化学/非破壊・電気・磁気/機械/ナノテクノロジーセンター	各種測定装置、分析装置、工作装置	精密測定、電子・電気、分析、非破壊検査、高速造形
多摩テクノプラザ	EMCサイト/電磁波測定/機械設計技術/高速造形/電子回路設計	10m・3m法電波暗室、電波ノイズ試験室、シールドルーム、各種材料試験機、三次元造形機	EMI測定(磁界・放射・伝導ノイズ測定等)、EMS試験、工業用等材料、精密測定、高速試作、三次元CAD
	繊維サイト/繊維評価/繊維材料/環境化学	繊維物性・評価試験機、織物設備、分析装置、環境試験機	繊維素材・製品の物性・染色に関する試験、化学分析、環境試験

(地独)東京都立産業技術研究センター ～お客様とともに歩む都産技研～

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターは、中小企業の皆様の技術に関する相談を幅広くお受けします。また、材料や製品等の依頼試験（試験成績の提供）を行うほか、お客様が製品開発や評価のためにご利用いただける試験機器も用意しています。さらに、産学公連携、講習会・技術セミナーなども実施しており、中小企業の皆様の技術向上を総合的に支援します。

東京都立産業技術研究センターは、本部（江東区青海 平成23年度中移転）と多摩テクノプラザ、城東、墨田、城南支所で技術支援を実施しています。(☎→p59)

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

東京都立皮革技術センター

	分野	試験研究設備	試験・証明
皮革技術センター	皮革工業関連技術	鞣製・染色用機械、仕上げ関係試験機械、分析試験用機械、物理試験用機械 等	皮革工業用原材料の物理・化学試験

東京都立皮革技術センター台東支所

	分野	試験研究設備	試験・証明
皮革技術センター 台東支所	皮革・靴はきもの関連技術	分析試験・計測用機械 等	靴及び靴材料等の物理試験

東京都立食品技術センター

	分野	試験研究設備	試験・証明
食品技術センター	食品工業関連技術	食品加工機、分析試験用機器、微生物測定装置、冷凍機 等	食品工業用原材料、加工食品等の化学、物理、微生物試験

(2) 技術セミナー・講習会

(地独) 東京都立産業技術研究センターの技術セミナー・講習会

名称	内容	規模
講習会 ※有料	講義と実習を組み合わせた実践的なコース	1日～数日
技術セミナー ※有料	最新の技術情報や周辺情報を講義を通して行うコース	半日～1日
オーダーメイドセミナー ※有料	個別の企業や業界団体等の人材育成ニーズに応じ、カリキュラムを編成するコース	ご相談下さい

(1) (2)の問い合わせ先

(地独)東京都立産業技術研究センター ☎ 03 (5530) 2111
 東京都立皮革技術センター ☎ 03 (3616) 1671
 東京都立皮革技術センター 台東支所 ☎ 03 (3843) 5912
 東京都立食品技術センター ☎ 03 (5256) 9251

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

(3) 産学公連携等の支援

産学公の連携

産（都内の中小企業）、学（大学等）、公（公設試験研究機関）による共同研究・共同開発の支援を行います。

産学公連携コーディネーター

企業が抱える技術課題解決のために、専属コーディネーターが技術情報等を調査・収集し、産学公連携に係わる相談・支援・仲介を行います。大学等が保有する技術シーズやノウハウが活用できます。（曜日により対応できる技術分野が異なります。事前に電話でお問い合わせください。）

問い合わせ先

（地独）東京都立産業技術研究センター 技術経営支援室
☎ 03 (5530) 2111
多摩テクノプラザ総合支援課
☎ 042 (500) 2300

異業種交流

技術開発・技術改善及び経営改善等に意欲のある中小企業を対象に、異業種の企業との交流を図る場として、異業種交流グループの結成を支援しています。毎年、新たなグループを募集し、助言者を配置してグループ形成を行うとともに、既設グループの活動支援や交流会も開催しています。

例）定例会、工場等見学会、他の異業種交流グループとの交流

問い合わせ先

（地独）東京都立産業技術研究センター 技術経営支援室
☎ 03 (5530) 2111
多摩テクノプラザ総合支援課
☎ 042 (500) 2300

中小企業振興公社が支援してきた20の異業種交流グループによる「公社支援グループ連絡会」を開催し、各グループの活動状況報告を行うなど、各グループの活性化及び相互の連携強化を図っています。

問い合わせ先

（公財）東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03 (3251) 7883

公社の産産・産学連携支援

中小企業が新製品・新技術を開発する際に直面する課題を、大学、メーカー、研究機関等と連携して、それぞれが有する技術やノウハウを活用して解決していくことを目的とした支援を行います。

「普及啓発セミナー」

共同研究・共同開発を進めていくために必要な識見について、問題解決の視点を取り入れたセミナーです。

「コラボレーション交流会」

優れた加工技術等を保有する中小企業とメーカー、研究機関が連携して、共同研究・共同開発を進める交流の場です。

「コラボレーション研究会」

中小企業の連携ニーズの高い技術分野を研究テーマとした、研究機関との個別コーディネートを促進する場です。

「コーディネーターフォローアップ」

交流会・研究会に参加した中小企業とメーカー等が共同研究・共同開発に確実につながるようコーディネーターによる継続的な支援を行います。

「産学連携プラザ」

経営革新を図る中小企業と共同開発に意欲的な大学等との情報交換、人的交流の場です。また、プラザに参加した中小企業と大学が共同研究・共同開発に確実につながるようコーディネートをを行います。

「産学連携普及セミナー」

製品・研究開発を目指す方へ、大学等の活用方法やポイント等がわかります。

問い合わせ先

（公財）東京都中小企業振興公社 多摩支社
☎ 042 (500) 3901



★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

(4) 知的財産活用

知的財産の創造・保護・活用の支援

中小企業の優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、著作権などの知的財産の創造、保護、活用の支援を行います。

東京都知的財産総合センターのご案内

東京都知的財産総合センターは、中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的として、東京都が設立し、(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。知的財産に関する様々な相談や情報発信等を各分野の専門家により、総合的かつ専門的に行っています。

●相談

- ・知的財産（特許・意匠・商標・著作権・海外出願・先行技術調査等）に関する相談に、専門知識と経験を有する専門家が中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的・総合的にアドバイスします。
必要があれば、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。

●普及啓発

- ・知的財産に関するフォーラム・セミナーを開催します。
- ・特許、意匠、商標、著作権、知財戦略、ノウハウ管理、技術契約等のマニュアルを発行しています。

●弁理士マッチング支援システム

インターネットを利用した中小企業と弁理士との出会いの場を提供しています。

外国特許出願費用助成事業

優れた技術や企画等を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小企業に、外国特許出願費用の一部を助成します。

助成率2分1以内
限度額300万円

外国意匠・商標出願費用助成事業

外国へのビジネスを予定している中小企業に、外国に意匠や商標を出願する経費の一部を助成します。

助成率2分1以内
限度額30万円

外国侵害調査費用助成事業

中小企業が権利侵害の事実確認調査を実施する場合に、アドバイス等を行うとともに、調査等費用の一部を助成します。

助成率2分の1以内
限度額200万円

特許調査費用助成事業

新規事業に取り組む中小企業が、開発戦略策定のために、指定民間調査会社へ依頼する他社特許調査等の経費の一部を助成します。

助成率2分の1以内
限度額100万円

また、城東・城南・多摩の各支援室においても知的財産に関する一般相談等を行っています。

問い合わせ先

東京都知的財産総合センター	☎ 03 (3832) 3656
同 城東支援室（城東地域中小企業振興センター内）	☎ 03 (5680) 4741
同 城南支援室（城南地域中小企業振興センター内）	☎ 03 (3737) 1435
同 多摩支援室（産業サポートスクエア・TAMA内）	☎ 042 (500) 1322
産業労働局商工部創業支援課	☎ 03 (5320) 4749

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

(5) ベンチャー技術大賞

革新的な技術や製品開発に取り組む、創業・ベンチャー企業の技術力等を都知事が表彰し、展示会や広報を行います。

☆この事業は産業力強化融資（p28）の対象です。

問い合わせ先

産業労働局商工部創業支援課

☎ 03 (5320) 4763

(6) デザイン活用の支援

デザイン導入支援事業

デザイン普及啓発セミナー

中小企業のデザインに対する意識を高め、デザインを活用した商品開発等を支援するため、デザイン活用の考え方や活用事例を紹介する無料のセミナーを実施します。

デザイナー活用支援

中小企業によるデザイナーを活用した商品開発を促進するため、中小企業と連携可能なデザイナーを紹介するデータベースの運営や、デザインを活用する上での基本的な考え方や活用法、デザイン契約の際の注意事項などについてのガイドを作成し、情報提供を行います。

問い合わせ先

産業労働局商工部創業支援課

☎ 03 (5320) 4749

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略支援室 ☎ 03 (3832) 3660

東京デザインマーケット

中小企業との商品開発を希望するデザイナーの提案の中からグッドデザイン賞審査委員会が選定した優れたデザイン提案を展示し、優れた商品企画力を持つデザイナーと、高い技術力を持つ中小企業との出会いと商談の場を提供します。

問い合わせ先

産業労働局商工部創業支援課

☎ 03 (5320) 4749

産学連携デザイン開発プロジェクト

中小企業とデザイン系大学の学生デザイナーが互いの技術や発想を活かし、共同で新たな商品企画（商品コンセプト及び基本デザインの作成）を行う産学連携プロジェクトを実施します。

問い合わせ先

産業労働局商工部創業支援課

☎ 03 (5320) 4749

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略支援室 ☎ 03 (3832) 3660

実践的デザイナー育成事業

デザイナー向け普及啓発セミナー

デザイナー等に向けて、中小企業とのデザイン開発への意欲と理解を深める無料のセミナーを実施します。

実践デザイナー育成講座

デザイナー等に対し、中小企業の製品開発等に関わるために必要な知識を習得し、実践的なデザイン提案に必要な能力を向上させるための講座を実施します。

問い合わせ先

産業労働局商工部創業支援課

☎ 03 (5320) 4749

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

7 地域産業の活性化を図りたい

商店街の活性化

新・元気を出せ！商店街事業

商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、ポイントカード導入等のIT機能強化を図るための事業等の活性化事業、イベント事業、地域連携型モデル商店街事業、特定施策推進型商店街事業及び商店街パワーアップ基金事業に要する経費の一部を助成します。

- 地域連携型モデル商店街事業

商店街が、地域住民やNPO等の地域団体と連携し、環境、福祉、観光等の地域ニーズに対応した、地域おこしやまちづくりに取り組む事業を支援します。

☆この事業は産業力強化融資（p28）の対象です。

- 特定施策推進型商店街事業

都の特定施策（関係局と調整し毎年度ごとに決定する）に協力して商店街が実施する事業を、関係局と連携して特別に支援します。

☆この事業は産業力強化融資（p28）の対象です。

- 商店街パワーアップ基金事業

商店街の会員等による株式会社やNPO法人の設立や、株式会社、NPO法人、商工団体等が商店街との協定等に基づいて取り組む商店街活性化事業を支援します。

☆この事業は産業力強化融資（p28）の対象です。

環境対応型商店街活性化事業

商店街が取り組み、かつ普及啓発を行う環境対策事業を支援します。

問い合わせ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

進め！若手商人育成事業

次代の商店街を担う若手商人を中心に据えた、「商店街の人づくり」に多面的に取り組めます。

本事業は、財団法人東京都中小企業振興公社が募集及び事業を実施します。

- ①商店街パワーアップ作戦（専門家チームの派遣）
- ②商人大学の開催
- ③若手商人リーダーの育成と活用
- ④若手商人研究会及び交流会の開催
- ⑤商店街起業促進サポート事業
- ⑥商人インターンシップ事業
- ⑦中小小売商業活性化フォーラム



問い合わせ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787
 (公財)東京都中小企業振興公社新事業創出課 ☎ 03 (3251) 9367

商店街相談

商業集積間の競争、空き店舗の増加など経営環境の変化等により、課題を抱える商店街に対し、相談や内容により専門家による助言を受けることが可能です。

問い合わせ先

(公財)東京都中小企業振興公社新事業創出課 ☎ 03 (3251) 9367
 各区市町村商工担当課 (☎→p64)

★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

地域資源を活用した事業活動への支援 (中小企業地域資源活用促進法による支援)

各地域の強みである地域資源（農林水産品、鉱工業品及びその生産技術、観光資源）を活用した新商品開発や新サービス提供などに取り組む中小企業等に対して、「中小企業地域資源活用促進法」に基づき、事業化に要する経費の助成などの各種支援を行います。

支援の内容

都道府県が策定した基本構想の内容をもとに、中小企業が地域資源を活用した具体的な事業計画を策定・申請し、国の認定を受けると次のような支援を受けることができます。

- ・ 試作品開発等に対する補助金（3分の2補助）（国からの支援）
- ・ 専門家等によるアドバイス（（独）中小企業基盤整備機構等からの支援）
- ・ 設備投資減税
- ・ 政府系金融機関による低利融資
- ・ 信用保証枠の拡大

※補助金、融資とも別途、申請と審査が必要になります。

問い合わせ先

産業労働局商工部地域産業振興課

☎ 03 (5320) 4755

大型店の出店計画

大規模小売店舗（大型店）は、不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺地域の生活環境の保持に十分な配慮が求められます。

大規模小売店舗立地法（平成12年6月1日施行）は、建物設置者が大型店を設置しようとする場合に配慮すべき事項（交通・騒音・廃棄物等）を定めたものです。

この法律の対象となる建物は、店舗面積が1,000㎡を超える大型店で、新設、又は、届出内容の変更を行うときは、建物設置者は、この法律に基づき届出を行う必要があります。

問い合わせ先

産業労働局商工部地域産業振興課

☎ 03 (5320) 4788・9

工場等の新設・増設の届出、認可

東京都環境確保条例による認可

工場・指定作業場（特定の業種や一定の規模以上のものなど）の新設などを行うとき。

問い合わせ先

区市部

区・市役所公害担当課

(☎ →p70)

町村部

(多摩地区) 多摩環境事務所 ☎ 042 (523) 3171

(島しょ地区) 環境局環境改善部大気保全課

☎ 03 (5388) 3491

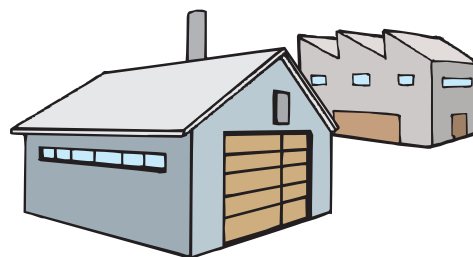
工場立地法による届出

特定工場（一定の規模以上の工場）の新・増設を行うとき、名称変更、廃止等を行ったとき。

問い合わせ先

産業労働局商工部地域産業振興課

☎ 03 (5320) 4755



★融資・助成制度は27ページをご覧ください。

伝統工芸品産業の振興

伝統的な技術・技法を保存し、これらの産業を振興するため、現在41品目を東京都伝統工芸品として指定し、各種振興策を実施しています。

東京都伝統工芸品

※は国指定伝統工芸品

村山大島紬※、東京染小紋※、本場黄八丈※、江戸木目込人形※、東京銀器※、東京手描友禅※、多摩織※、東京くみひも、江戸漆器、江戸鼈甲、江戸刷毛、東京仏壇、江戸つまみ簪、東京額縁、江戸象牙、江戸指物※、江戸簾、江戸更紗、東京本染ゆかた、江戸和竿※、江戸衣裳着人形※、江戸切子※、江戸押絵羽子板、江戸甲冑※、東京籐工芸、東京桐箆笥、江戸刺繍、江戸木彫刻、東京彫金、東京打刃物、江戸表具、東京三味線、江戸筆、東京無地染、東京琴、江戸からかみ※、江戸木版画※、東京七宝、東京手植ブラシ、江戸硝子、江戸手描提灯

※「江戸衣裳着人形」と「江戸甲冑」は「江戸節句人形」の名称で国指定を受けています。

主な支援策

- ①東京都伝統工芸品の指定
- ②東京都伝統工芸士の認定
597名を東京都伝統工芸士に認定（平成23年3月末現在）
- ③東京都伝統工芸品展の開催
東京都伝統工芸品の展示、実演販売を実施（22年度は平成23年1月、高島屋新宿店で開催）
- ④国の伝統的工芸品振興事業への参加
伝統的工芸品展（全国）（22年度は平成23年2月、東武百貨店池袋店で開催）
伝統的工芸品展（関東ブロック）（22年度は平成22年9月、高島屋横浜店で開催）



東京都の伝統マーク

伝統工芸品無料貸出ビデオ・DVDのご案内

伝統工芸品の製法等を記録したビデオ・DVDの貸出を行っています。

☆この事業は産業力強化融資（P28）の対象です。

問い合わせ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320)4783
 (公財)東京都中小企業振興公社 城東支社 ☎ 03 (5680)4631
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/dentokogei/japanese/index.html>



★融資・助成制度は27ページをご覧ください。